

○ 指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品の分析

- ✓ 税関では、指定薬物(注)についても、不正薬物として取締りを強化しています。  
(注)中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条第15項)
- ✓ 指定薬物は関税法で規定する輸入してはならない貨物(注)ですが、現時点で指定薬物に指定されていなくても、指定薬物に類似した化学構造を有する薬物等については、指定薬物と同等以上の精神毒性を有するおそれがあることから、税関ではそのような薬物等についても、国内への流入阻止に尽力しています。  
(注)平成27(2015)年4月1日より、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加(関税法 第69条の11 第1項第1号の2)
- ✓ 税関検査等で成分が不明な薬物等が発見された場合、関税中央分析所や各税関の分析部門で分析を行い、指定薬物ではないが類似した化学構造を有することが判明した薬物等については、厚生労働省に情報提供しています。
- ✓ 関税中央分析所から情報提供を行った薬物のうち、指定薬物等(注)に指定された薬物等の種類は、これまで数十件に上ります。  
(注)一部、他の規制薬物(向精神薬等)として指定された薬物等を含む。

事務年度 (7～6月)	関税中央分析所から 新規物質として厚生労働省に 情報提供した薬物等の種類	左記情報提供した薬物等のうち 指定薬物等に指定された薬物等の種類 (2026年1月31日現在)
2016	8	7
2017	8	3
2018	9	4
2019	19	9
2020	8	5
2021	22	7
2022	20	11
2023	11	4
2024	6	4
2025 (7～1月)	0	0
(計)	111	54

**指定された割合**  
**49%**